

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全般	反対です。	御意見ありがとうございます。 令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、政府全体として書面揭示規制等のアナログ規制の見直しに取り組むこととされたことを受け、本改正を行っていますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。
2	制定文	令第32条第2項には省令への委任規定がなく、省令第110条の3及び第126条の25は委任命令ではなく実施命令なのではないか。そうすると、制定文(「規定に基づき、」)はおかしいのではないか。	御意見ありがとうございます。 別途公布されている商品先物取引法施行令(昭和25年政令第280号)第32条第2項及び第39条第2項に委任規定が置かれています。
3	様式第14号	様式第14の改正はなぜ新旧対照方式により行わないのか。	御意見ありがとうございます。 改正の方式に定めはないため、わかりやすさの観点から今回の様式の改正は改め文方式によって行っています。
4	附則	施行日(11月1日)の設定根拠を明らかにされたい。	御意見ありがとうございます。 別途公布されている商品先物取引法施行令の一部を改正する政令の施行日に設定しています。 なお、施行日を令和6年11月1日から令和6年12月15日に変更しています。
5	全般	弊社ではすでにホームページに掲載しておりますため、コスト等は発生いたしませんので改正に伴う意見等はとくにございません。	御意見ありがとうございます。